

## 公募型プロポーザル方式による技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による技術提案を募集する。

令和7年12月4日

岡山県知事 伊原木 隆太

### 1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名 「森の芸術祭 晴れの国・岡山」機運醸成イベント企画運営業務
- (2) 業務内容 「森の芸術祭 晴れの国・岡山」機運醸成イベント企画運営業務委託仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日（火）まで
- (4) 委託限度額 3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）  
本事業の委託額は事業実績によるものとし、事業実績の減により不要になったと認められる経費は、その差額を減額する。

### 2 技術提案に参加できる者の資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (3) 入札参加資格者名簿の業務種目が、大分類「5企画・製作」、小分類「6イベント企画・運営」であり、格付区分がAであること。
- (4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第1号及び第3号に指定する暴力団又は暴力団員でないこと（参加者が法人である場合は、役員についても当該条件を満たすものであること。）

- (7) 岡山県建設工事等暴力団体策会議運営要領(昭和63年2月1日施行)に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (9) 過去3年以内において、国又は地方公共団体等の公的機関から、同種の業務を受託し、全て誠実に履行した実績を有していること。
- (10) 岡山県税を滞納していない者であること。岡山県の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における都道府県税の滞納がないこと。

### 3 業務委託に関する事務を担当する組織の名称等

岡山県産業労働部 観光課(「森の芸術祭 晴れの国・岡山」実行委員会事務局)

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

電話(086)226-7843 FAX(086)226-7844

Email foreststartfest@pref.okayama.jp

### 4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

### 5 技術提案参加手続等

#### (1) 仕様書の配布期間及び場所

##### ア 配布期間

令和7年12月4日(木)から令和7年12月12日(金)までの午前9時から午後5時までとする。ただし、閉庁日を除く。

##### イ 配布場所

上記3の場所と同じ。また、岡山県観光課のホームページからダウンロードすることができる。<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/46/>

#### (2) 技術提案参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

この技術提案に参加を希望する者は、技術提案参加資格確認申請書(様式第1号)等を次のとおり提出しなければならない。また、提出した書類等について説明を求めることがある。

##### ア 提出期間

令和7年12月4日(木)から令和7年12月12日(金)までの午前9時から午後5時までとする。ただし、閉庁日を除く。

##### イ 提出書類

- (ア) 技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）
- (イ) 組織概要書、役員名簿が書かれたもの（会社案内等）
- (ウ) 類似事業の実績に係る資料（過去3年以内）
- (エ) 岡山県税（岡山県の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県税）の全項目について滞納がないこと（又は課税がないこと）を証する書類

※ 岡山県の証明書については、岡山県の各県民局（備前、備中、美作）税務部 収納管理課にお問い合わせください。

ウ 提出場所

上記3の場所に同じ

エ 提出方法

持参、ファックス、電子メール又は郵送等（書留郵便、その他これに準じる方法によるものに限る。なお、郵便事故等については、県は一切の責任を負わない。）ファックス又は電子メールでの提出の場合は、電話にて契約担当者に確認すること。

(3) 技術提案参加資格要件の審査及び通知

ア 審査結果の通知

技術提案参加確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

イ 技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格不適合通知を受け取った者は、令和7年12月17日（水）までに、上記3あてに、ファックス又は電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。なお、送信後は、電話にて着信を確認すること。

(4) 仕様に対する質問の受付及び回答

ア 受付期間

令和7年12月4日（木）から令和7年12月12日（金）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、閉庁日を除く。

イ 質問方法

仕様書等に関する質問・回答書（様式第2号）により上記3の宛先へファックス又は電子メールにより行うこと。なお、送信後は、電話にて契約担当者に確認すること。

ウ 回答方法

上記5（1）イの岡山県産業労働部観光課のホームページに記載する。ただし、本技術提案に直接関係のないもの、その他回答をすること若しくは前記の質問方法が不適当と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

## エ その他

技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 6 技術提案書の提出

本技術提案への参加資格があると認められた者は、次の書類を指定する部数提出しなければならない。

### (1) 提出書類

ア 提案書（様式第3号）【原本1部+写し6部】

イ 提案説明書（様式は定めないが、用紙はA4カラーで提出すること）【原本1部+写し6部】

ウ 見積書（任意様式）【原本1部+写し6部】

本事業に係る経費の見積及び内訳を具体的に示すこと。また、会社名、役員名および代表者名を明記すること。

### (2) 提出期限

令和7年12月18日（木）正午必着

### (3) 提出場所

上記3の場所に同じ

### (4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便、その他これに準ずる方法によるものに限る。なお、郵便事故等については、県は一切の責任を負わない。）

## 7 委託予定事業者の選定方法

本技術提案における審査は、上記3の場所内に審査会を設置し、審査会において別途定める審査要領により、上記6（1）の書類に基づき書類審査にて総合的に判断して決定する。なお、選定結果について異議の申し立てはできない。

## 8 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・ 提案書類に虚偽又は不備があった場合
- ・ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ・ 提案者が個別に委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ・ その他、県が本業務の遂行にふさわしくないと認めた場合

## 9 契約

選定された委託予定事業者との間で提案内容について協議を行った上で、契約を締結

することとする。その際、提案内容の一部を変更する場合がある。また、条件に合致しない場合等、特殊な事情がある場合には、契約を締結しないことがある。

なお、審査で選定された業者が契約を締結しないときは、その選定を取り消すとともに、審査において次点となった者を委託予定事業者とし、提案内容についての協議を行った上で、契約を締結することとする。

## 10 その他

- (1) 提案に係る経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提案者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- (3) 提案者に対して、提出された書類の内容について説明を求めることがある。
- (4) 提出された提案書等は、採否にかかわらず返却しない。
- (5) 提案内容は、双方で協議の上、変更する場合がある。
- (6) 提出書類及び添付資料は、情報公開の請求により開示することがある。
- (7) デザインは、他からのコピー又は転用は行わないこと。
- (8) 審査経過については公表しない。
- (9) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。